



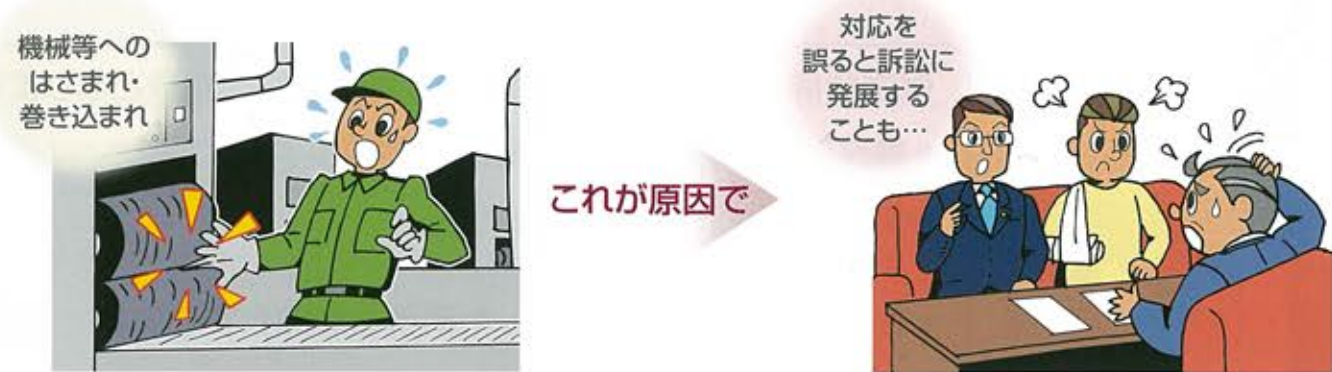
AIUの業務災害総合保険 ハイパー任意労災

AIU INSURANCE COMPANY

貴社で働く方を、
幅広く
補償します!



従業員のケガや事故。 企業としてどう対処しますか？



▶ ハイパー任意労災なら、従業員への必要な補償を提供できます！

さらに 地震によるケガも補償！

地震や津波による従業員のケガや死亡も、**労災認定**され、企業の責任が問われています。

日本では、年間約2,000回の地震が発生しています。
(2015年/気象庁震度データベース)



工事中に地震で塀が倒れ、下敷きになり亡くなった。



通勤中に地震が発生。電車が脱線し、ケガをした。

労働者のうつ病や、過労による脳・心疾患が問題に。 対策や補償を準備していますか？



これが原因で



▶ ハイパー任意労災なら、高額な賠償請求にも備えることができます！

特長1

貴社で働く方を幅広く補償します。

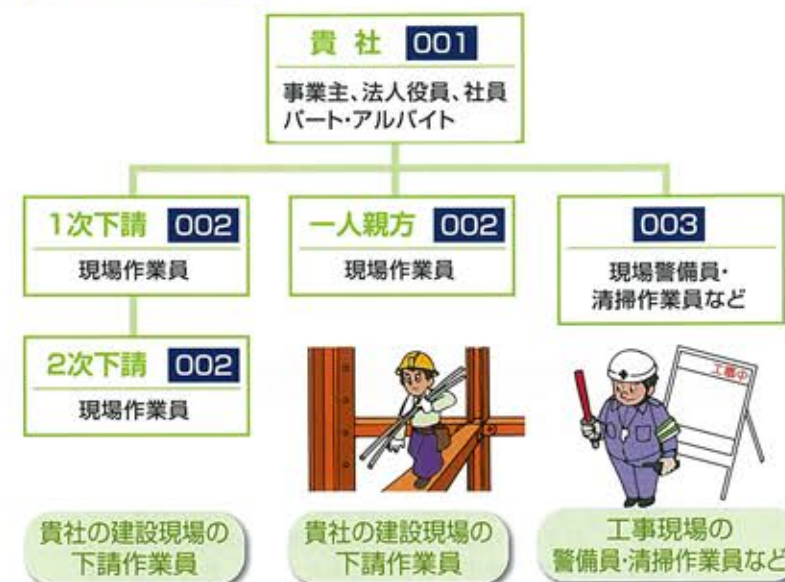
事業主、法人役員、社員、パート・アルバイトの方に加え、建設業の下請作業員や、派遣社員、製造業などの構内下請作業員も、補償の対象とすることができます。

例えば…

製造業の場合



建設業の場合



「ハイパー任意労災」は、**経営事項審査(労働福祉の状況:W1)の加点対象(2015年8月現在)です。**

補償対象者の範囲

001グループ

事業主、法人役員およびその被用者の方全員を補償します。
※「被用者」とはご契約者の業務に従事し、その労働の対価として賃金の支払いを受ける方をいいます。
正社員、パート、アルバイト、臨時雇用、契約社員など名称は問いません。

002グループ

建設業における下請負人およびその被用者の方を補償します。

003グループ

001・002のグループ以外でご契約者の管理下にある方を補償します。

※「管理下にある方」とは、以下のいずれかの方をいいます。
①ご契約者が所有・使用する事務所や工場などの施設内、またはご契約者が直接業務を行う現場内において、ご契約者と直接の契約(請負、委託など)に基づき、ご契約者の業務に従事する方
②「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、貴社に派遣された派遣労働者の方

特長2

労災認定を待たずに、 保険金を貴社にお支払いします。

受けとられた保険金は、その全額を貴社から従業員やそのご遺族にお支払いいただきます。
(注)労災認定が必要な補償や、代替の人材採用などの会社費用に充当できる補償もあります。

特長3

貴社の事業内容および売上高により、 保険料を算出します。

保険期間中に従業員数が増えても人数の報告や精算は不要で、自動的に補償されます。

労務トラブルの初期対応策



労務トラブルを
訴訟に発展させないよう、
専門家に相談できる
初期対応策を提供します。

問題が発生した場合、すぐに臨床心理士・社会保険労務士に相談できます。

社長のための労務相談ホットラインサービス



- メンタル不調の社員にはどう対応したら良い?
- 退職中の連絡や待遇は?
- 職場復帰の対応は?

臨床心理士や社会保険労務士などが、退職者・復職者への対応に関するアドバイスや就業規則上の問題解決のためのアドバイスを電話で行います。

本サービスは、事業主相談費用等保険金をセットされている場合に、ご利用いただけます。

(注)本サービスはティーバック株式会社に委託してご提供します。サービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。

ポイント

心身不調を訴える従業員への対応については、**早めに専門家のアドバイスを受けることが重要です。**うつ病などの疑いがある場合、正しい知識を持ち慎重に接することで、症状の改善につながるケースがあります。

労務問題に強い弁護士に、法的な相談・交渉の代理を依頼することもできます。

事業主相談費用等保険金



弁護士への相談費用を補償します。

従業員など補償の対象となる方が保険期間中に業務に伴いケガや病気を被ったことにより、貴社が負う責任の有無やその対応について弁護士に相談し、次の費用を負担した場合に、保険金をお支払いします。

保険期間中に国内で弁護士に法的な相談を行った費用、交渉等に要する費用、着手金、報酬金など

(1災害につき100万円限度)

(注)あらかじめ弊社の同意を得て貴社が弁護士に支払った費用に限ります。

次の事由により生じた費用に対しては、保険金をお支払いできません。

- 契約者などの故意
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。)
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染

…など



万ーの高額賠償に備える補償

万ーの高額賠償から企業経営を守ります。



従業員など補償の対象となる方が、保険期間中に業務により被ったケガや病気について、貴社が法律上の損害賠償責任を負った場合に、次の損害を補償します。

損害賠償金、争訟・弁護士費用など

(1災害につきご契約の保険金額限度)

- (注1) 貴社の役員の損害賠償責任も補償します。
- (注2) 貴社が建設業の場合、貴社の下請負人の損害賠償責任も補償します。
- (注3) 補償の対象となる方が派遣社員・下請作業員(一人親方を含みます。)などの場合は、日本国内でケガや病気を被った場合に限りま。
- (注4) 損害賠償金額の決定や争訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。労災保険の給付額や貴社の法定外補償給付額などは差し引いてお支払いします。

次のいずれかの補償をお選びいただけます。

使用者賠償責任補償保険金 (使用者賠償責任拡張補償特約セット)

従業員など補償の対象となる方が、業務に従事中および通勤途上で被ったケガや病気に対する貴社の損害賠償責任について、お支払いします。労災保険の補償の対象となる方に対する賠償保険金のお支払いにあたっては、労災保険の請求結果が必要です。

使用者賠償責任限定補償保険金 (死亡のみ補償)

従業員など補償の対象となる方が、業務に従事中(通勤途上を含みません。)に被ったケガなどに対する貴社の損害賠償責任について、死亡補償保険金をお支払いする場合には、お支払いします。労災保険の補償の対象となる方に対する賠償保険金のお支払いにあたっては、労災保険の認定が必要です。

次の事由により生じた損害賠償金や費用に対しては、保険金をお支払いできません。

- 契約者などの故意
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(使用者賠償責任補償保険金は、地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。)
- アスベストが原因の病気、化学物質による胆管がん、風土病
- 特別な約定により加重された賠償責任
- 住居および生計を共にする親族のケガ・病気(個人事業主または役員が損害賠償責任を負う場合)
- 労災保険に特別加入していない海外派遣者のケガ・病気
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染
- …など



ポイント 訴訟になった場合、労災保険から給付がない部分は使用者(貴社)の負担に。

賠償金の内訳	労災保険給付による控除	貴社の最終負担分内訳 (労災で控除される項目を差し引いた後)
治療費	療養補償給付	争訟費用(弁護士費用など)
死亡の場合 葬祭料	死亡の場合 葬祭料	
休業損害	休業補償給付	+
	不足分	使用者負担
	控除される年金	+
死亡・後遺障害 逸失利益	控除されない年金	使用者負担
	不足分	+
慰謝料	不足分	使用者負担

ハイパー任意労災なら、各種補償(P3、4)と賠償補償(P6)で、使用者負担分をカバーすることができます!

仕事の原因のケガ・病気の補償



仕事中に被ったケガから
業務を原因とする病気まで、
幅広く補償します。



保険期間中に被った次のケガなどが、補償の対象となります。

- 業務に従事中または通勤途上の事故によるケガ(骨折、やけどなど)
- 業務遂行に伴い発生した症状
日射病、熱射病など保険の約款に記載の症状に該当する場合に、お支払いします。
- 労災保険の給付が決定した業務を原因とする病気
(くも膜下出血、心筋梗塞、うつ病など)
保険期間中に発病し、保険期間中に死亡または身体に障害が残った場合の死亡補償保険金・後遺障害補償保険金のみが対象です。ただし、アスベストが原因の病気、化学物質による胆管がん、風土病は対象となりません。
- 労災保険の給付が決定した自殺行為によるケガなど

貴社のニーズに合わせて、補償をお選びいただけます。
お選びいただいた保険金について、ご契約の保険金額をお支払いします。



死亡補償保険金 **基本補償**

ケガなどを被った日から180日の間に亡くなった場合に、お支払いします。
(注)後遺障害補償保険金をお支払いした場合は、その額を差し引いてお支払いします。

後遺障害補償保険金

ケガなどを被った日から180日の間に身体に障害が残った場合(失明、指の切断など)に、障害の程度に応じた額をお支払いします。

入院補償保険金

ケガなどを被った日から180日の間に入院した場合に、入院1日目から日額をお支払いします。
(1事故につき180日限度)
入院補償保険金等支払条件変更特約
(入院延長1200日用)
入院補償保険金のお支払い限度日数を、1事故につき1200日に延長します。

通院補償保険金

ケガなどを被った日から180日の間の通院に対して、通院1日目から日額をお支払いします。
(1事故につき90日限度)
入院補償保険金等支払条件変更特約
(通院延長180日用)
通院補償保険金のお支払い限度日数を、1事故につき180日に延長します。

手術補償保険金

ケガなどを被った日から180日の間に所定の手術を受けた場合に、入院の有無に応じた額をお支払いします。
(1事故につき1回)

入院補償一時金

入院補償保険金をお支払いする場合で、1泊2日以上入院したときに、お支払いします。
(1事故につき1回)

地震・噴火・津波危険補償特約

地震・噴火またはこれらによる津波が原因で、補償の対象となる方がケガなどをした場合も、保険金をお支払いします。



フルタイム補償特約

24
日常生活や休暇中など、業務外でケガをした場合も保険金をお支払いします。
補償の対象となる方は、事業主、常勤※の法人役員、社員および常勤※のパート・アルバイトの方です。

事業主・役員フルタイム補償特約

24
フルタイム補償特約の補償の対象となる方を、事業主および常勤※の法人役員の方に限定した特約です。

災害付帯費用保険金

(死亡のみ補償)
死亡補償保険金をお支払いする場合に、お支払いします。
香典代、代替社員雇入費用など貴社が通常負担する費用に充当することができます。

葬祭費用保険金

業務中、業務外にかかわらず補償の対象となる方がケガや病気により亡くなり、保険期間中または保険期間の終了日から60日を経過した日までの間に葬儀が行われた場合に、貴社または親族が負担した葬祭費用を、お支払いします。
補償の対象となる方は、事業主、常勤※の法人役員、社員および常勤※のパート・アルバイトの方です。
(1事故につきご契約の保険金額限度)

※常勤とは、ケガを被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上の場合をいいます。

医療費用補償保険金

ケガなどを被った日から365日以内に負担した治療のための費用をお支払いします。
(1事故につきご契約の保険金額限度)
● 健康保険の一部負担金など病院に支払った治療費
● 入院・退院のための交通費
● 医師の指示による薬剤・医療器具などの費用
(注)労災保険からの給付などを差し引いてお支払いします。

休業療養補償保険金等(短期重点型)

短期重点
ケガなどを被った日から180日以内、かつ、保険期間中に就業不能となった場合に、次の保険金をお支払いします。
◇ 休業療養補償保険金
就業不能となった1日目から日額をお支払いします。
(1事故につき就業不能開始日から30日の期間が限度)
◇ 手術療養補償保険金
就業不能が開始した日から30日以内に所定の手術を受けた場合に、入院の有無に応じた額をお支払いします。
(1事故につき1回)
◇ 入院療養補償一時金
就業不能が開始した日から30日以内に、1泊2日以上入院を開始し通算入院日数が8日以上となった場合に、お支払いします。
(1事故につき1回)
◇ 長期休業療養補償一時金
就業不能が開始した日から30日間継続して就業不能となり、かつ、31日目においても就業不能が継続していた場合に、お支払いします。

休業補償保険金(長期重点型)

長期重点
ケガなどを被った日から180日以内、かつ、保険期間中に就業不能となった場合に、1日目から日額をお支払いします。
(1事故につき就業不能開始日から90日・180日・1年・2年の期間のいずれかが限度)
(注)休業療養補償保険金等(短期重点型)と休業補償保険金(長期重点型)はいずれか一方のみセットできます。

災害死亡保険金

ケガなどを被った日から180日の間に亡くなった場合に、お支払いします。
(注1)ご契約時に従業員の方の同意が必要となります。
(注2)業務を原因とする病気や自殺行為により死亡した場合は、補償の対象になりません。

! 次のケガなどに対しては、保険金をお支払いできません。

- 急激・偶然・外来の事故によらないケガ(疲労骨折など)(葬祭費用保険金は、お支払いします。)
- むちうち症、腰痛などのうち画像検査等で異常が認められないもの
- 次の事由により生じたケガなど
 - 故意または重大な過失
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。)
 - 自動車・バイク・クレーンなどの無資格運転・酒気帯び運転 ● 戦争・革命・内乱・暴動 ● 放射線照射・放射能汚染…など



付帯サービスのご案内

従業員の方がいつでも使える相談窓口として
従業員のメンタルヘルス対策にご活用いただけるサービスです。



ハロー健康相談24



- 夜中に受診できる病院を知りたい。
- ケガの応急手当、どうしたらいいの？
- ストレスがたまり、精神的にまいっている。
- 飲んでいる薬の副作用について知りたい。



24時間年中無休で、健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスなどのご相談に、相談スタッフ(医師、保健師、看護師など)がお電話でアドバイスします。

● 事業主・役員・従業員およびそのご家族(配偶者ならびに被扶養者)の方がご利用いただけます。



メンタルケアカウンセリングサービス



- 人前にでるのが怖い。
- 理由もないのに突然不安で胸がドキドキする。
- ゆううつで気分がすくれない。
- 夜眠れない。夜中や早朝に目が覚めてしまう。



●電話によるカウンセリング
心理カウンセラーによるカウンセリングを年中無休で提供します。

●面談によるカウンセリング
全国各地のカウンセリングルームで、面談によるカウンセリングをお一人様年間3回まで提供します。

● 事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

- これらのサービスは、ご契約の内容が次のいずれかの条件に該当する場合にご利用いただけます。
 - 死亡保険金(死亡補償保険金と災害死亡保険金の合算)を1,500万円以上セット
 - 葬祭費用保険金を100万円以上セット

(注1) 本サービスは、ティーバック株式会社に委託してご提供します。サービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。
(注2) 国外で発生した症状や受けた診療等に関する相談および国外からの相談等はお受けできません。
(注3) ご相談者の状況または相談の内容により、相談を制限または停止させていただく場合があります。
(注4) サービスのご利用にあたっては諸条件がありますので、ご利用の際にお電話でご確認ください。
(注5) サービスの提供にあたり取得した情報はご契約者に開示することはできません。

ご契約のお手続きにあたって

- ハイパー任意労災は、貴社の事業内容および売上高から保険料を算出する方法を採用しています。契約時には事業内容と売上高を確認させていただきますので、労災保険料の申告書や損益計算書などをご準備ください。
- ご契約の締結時には、従業員等の代表の方からご契約に対する同意をいただきます。
- 保険料は全額損金処理が可能です。
法人が契約者として、従業員全員(役員を含みます。)のために負担する保険料は、全額が損金扱いとなります。
※法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2を準用(2015年8月現在)

より詳しい補償内容のご説明を、弊社ホームページでご案内しています。 <http://www.aiu.co.jp>

- ◇このパンフレットはハイパー任意労災(業務災害総合保険)の概要をご説明したものです。ご不明な点等がある場合は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- ◇ご契約前に重要事項説明書を必ずご覧ください。
- ◇弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト
<http://www.aiu.co.jp>
お問合せ先:03-3216-6611
午前9時から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

お問合せ・お申込みは

株式会社 エスアイエス北海道

〒041-0843 北海道函館市花園町3番27号
TEL 0138-51-8677